

ROSEリポジトリいばらき（茨城大学学術情報リポジトリ）

Title	シュレスヴィヒ・ホルシュタイン同盟：三月革命における外交史の一面
Author(s)	谷萩, 操
Citation	歴史研究(32): 39-49
Issue Date	1966-12-18
URL	http://hdl.handle.net/10109/8056
Rights	

このリポジトリに収録されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作権者に帰属します。引用、転載、複製等される場合は、著作権法を遵守してください。

お問合せ先

茨城大学学術企画部学術情報課（図書館） 情報支援係
<http://www.lib.ibaraki.ac.jp/toiawase/toiawase.html>

シュレスヴィヒ・ホルシュタイン問題

——三月革命における外交史の一面——

はじめに

ドイツにおける三月革命を、フランクフルト国民議會を中心として考察する場合、とくに一八四八年ヨーロッパに展開した諸革命を類型的に把握することに困難を感じる。むしろこれまで、未完成の革命であったという印象が先行してしまつたため、しばしばドイツ的なユニークな面が強調されすぎたとも考えられる。いわゆる西欧自由主義にたいして、ドイツ自由主義の性格が問われ、革命そのものの挫折に必然的な結論を与へることとなつた。もちろんこうした認識法の背後に、ドイツ正統史学がたどつた一種の狭隘な自己意識がまつわりついていたことも否定できないだろう。従つて、こうした把握法にたいし、西欧的な立場から三月革命を他の一八四八年の諸革命の一環として把えようとしているにしても、それはさして異とするにたらないであろう。とくに、第二次世界大戦後にものされたものの多くは、広くヨーロッパ史のなかで諸革命を把えようとしてい

る。⁽³⁾ このことを考えるとき、われわれはあらためて三月革命がたんなるフランクフルト対ベルリンないしウィーンのかげひきだけでな

谷 萩 操

つたことに気づく。三月革命もまた、ウィーン体制への反逆を意図している限り、ヨーロッパ外交史の制約をうけざるをえなかつた。⁽⁴⁾ これまで、ドイツ自由主義の性格規定を領邦絶対主義との相關關係において把えるあまり、外交史上の認識が閑却視されはしなかつただろうか。⁽⁴⁾

シュレスヴィヒ・ホルシュタイン問題を提起した理由はここにあり、今更こと新しく取り上げるほどの問題ではないかもしれないが、自由と統一のいづれを取捨すべきかに苦しんだドイツ革命が、純粹にその目的遂行のために対処した異例のことがらとして、そしてまた、フランクフルト国民議會が本格的に對外關係の解決にむかつた注目すべき事実として、一考の必要があるだろう。しかもこの問題の解決をめぐる、国民議會そのものが分岐点に立たされたことを考へてみた場合、⁽⁶⁾ 一辺境におこつたこの問題が投じた波紋は予想外に大きいものとみななければならぬ。

(1) A・J・P・テラーはこの点を許して、「これほど理念の力への限らない信仰によって鼓舞された革命もなければ、その結果においてかくも理念の力への不信におわつた革命もない」とい

るべき。

Melvin Kranzberg, 1848 A Turning Point?, P. 24.

(2) 例えば、前掲書及び P. Robertson, Revolution of 1848, などをあげることができる。

(3) The New Cambridge Modern History X. The Zenith of European Power: 1830~70, p. 260.

(4) W. Bussmann, Zur Geschichte des deutschen Liberalismus in 19. Jahrhundert, HZ. Bd. 186, S. 529.

(5) 林健太郎「マルクス・エンゲルスと民族問題」(『思想』三三五号所収)

(6) E. Brandenburg, Die deutsche Revolution 1848, S. 65.

一、両公国とデンマークとの関連

シュレスヴィヒ・ホルシュタイン問題が、しばしばドイツ統一をめぐる重要な契機となったことは周知の事実である。この両公国をめぐるドイツとデンマークの抗争は、古く十四世紀にさかのぼる。当時すでにシュレスヴィヒ公国はデンマークに属し、ホルシュタイン伯領は神聖ローマ帝国内におかれていた。これらの抗争に一応の結着をつけたのは、一四六〇年のリッペン条約である。両国は「永久に結合してとどまり」、デンマーク王クリスチャン一世をシュレスヴィヒ公及びホルシュタイン伯に推戴し、ここにデンマークと同君連合の立場をとることとなった。こうした形式のもとにおいて、両国間相互の自治権の行使はつづけられ、四世紀の永きにおよんだ。ウィーン会議においても、従来の慣行が重んぜられ、ホルシュタインはドイツ連邦内にとどまり、連邦議会においてデンマーク王が

ホルシュタイン公として議席を有した。⁽¹⁾

一八三〇年代、ナショナリズムの風潮が激しくると、デンマーク人はシュレスヴィヒの大多数が同胞であることを理由に、その合併を意図しはじめた。この風潮のなかに即位したのがクリスチャン八世(一八三九―四八)である。この頃デンマークでも旧貴族階級の没落がすすみ、代って市民階級の進出が目立ち、一八四二年には「国民自由党」の結成をみた。この国民自由党が国王をつきあげ、ナショナリズムの運動は、まさに国家的規模においてシュレスヴィヒ・ホルシュタイン問題の解決を急ならしめた。

折しも、一八四四年一二月に開かれたホルシュタイン身分制議会の当初において、クリスチャン八世は「ラウインブルク公国とともにシュレスヴィヒ・ホルシュタインをふくむデンマーク王国は唯一不可分の帝国である」ことを宣し、「個々の王国の部分の結合を解体するあらゆる企図の前進を阻止する準備をなす」ことを明白にした。議会はこの発言にたいし、「ホルシュタイン身分制議会の法的保護」を名として、「諸公国は独立国家である。ホルシュタイン公国は一八〇六年のドイツ帝国の解体によって独立し、シュレスヴィヒは一六五八年のコペンハーゲンの協約以来独立している」ことを主張し、更に「両公国は互に強固に結ばれた国家であり、その結合は一八四二年に国王がシュレスヴィヒの貴族達に与えた確かなる宣言に基づく」としている。

この議会の主張は、デンマーク王への反抗を意味するものではなく、デンマークにたいしては国内法の関係において自治独立を決議したにすぎず、両公国のデンマークからの完全分離を意図したものはなかった。しかもそれは、一方ではホルシュタイン公国の大多

数を占めるドイツ人を十分に満足させるものではなかった。(5) やはり従来の特権身分による現状維持の主張というべく、困難な現実の解決策とはなりえなかった。

こうした動きのなかで、一八四六年七月国王は「公開状」を發表し、事態の緊迫化に備えた。(6) この書状は、全デンマークが当面している問題にたいして、人民の誤解をとくために發せられたものではあるが、とくにシュレスヴィヒ公国の相統権については一七二一年の国王法の特許に基づき、かつ最終的には同年英仏によって提出された保証条項、及びロシアとの間に結ばれた協約によることが宣せられている。

これに反し、ホルシュタイン公国については、国王の相統権についてシュレスヴィヒと同様の決定をなすことのできない事情が存在することを示す一方、その人民にたいしデンマークの綜合國家の完全さについての確たる自覚を要請し、国王の大権において結合した地方の分離はありえないことを明らかにしている。

しかし、こうしたクリスチャン八世の両公国にたいする主張は、なんら本質的な変革をともなわなかった。国内における両公国合併への要求と、ホルシュタインにおけるドイツ人の民族的要求のギャップに苦しみながら、結局彼は一八四八年一月没してしまった。

かわってフリードリヒ七世が登場したが、ここにデンマークは新たな局面にたたさされるにいたった。即ち国内においては国民自由党を中心とするブルジョア勢力の進出が著しく、ついに国王は絶対王政の廃止をせまられた。二月革命の報が伝わるや、コペンハーゲンを中心に民族主義の運動は大いに高まり「デンマークはアイダーまで」というスローガンを掲げるにいたった。(7) こうしたなかで、急

進的な民族派が内閣を結成三月二日シュレスヴィヒのデンマーク國家連合への包含を宣した。

このデンマークの一方的宣言にたいし、両公国内に反抗への氣運がとみに高まった。シュレスヴィヒをホルシュタインから分離することは、歴史的に一体となってきた両公国の自治権の喪失を意味するばかりでなく、公国在住のドイツ人にとっては高まるナショナリズムの放棄にほかならなかった。かくて両公国は独立への意志を固め、その代表一人が国王のもとに赴き、三月の諸要求とあわせて、シュレスヴィヒのドイツ連邦への参加を上申した。三月二四日、国王はこの代表にたいしホルシュタインがドイツ連邦内の一國家であることを認めながら、デンマーク及びシュレスヴィヒとの連合が確定しており、またシュレスヴィヒはドイツ連邦と合併するための力も法も意志もたないとして、この要求を拒けた。この国王の返答は、従来のも両公国にたいする基本的態度をいささかも変更するものではなく、両者の対立は必至となった。すでにその前日、デンマーク王家の母系にあたるアウグステンブルク公を中心にキール臨時政府が生れた。臨時政府は翌二四日、政府設立の声明文を發表した。「われわれはドイツの領土をデンマークの略奪に委ねることに耐えられない。大いなる危機にたいしては大なる決定が必要である。國境の護持と秩序の確立のために、中心的な機関が必要である」として、デンマークからの分離を明らかにした。

(1) 「ドイツ連邦規約」第一条による E. von Puttkamer, *Föderative Elemente im deutschen Staatsrecht seit 1648*, S. 85.
(2) E. R. Huber, *Dokumente zur deutschen Verfassungsgeschichte* Bd. I, S. 452.

- (c) E. R. Huber, a. a. O., S. 452f.
 (4) 当時ホルシュタインの人口は六〇万であったが、その大部分はドイツ人であり、シュレスヴィヒにおいても三五万の人口のうちドイツ人は二五万を数えていた。
 (5) E. R. Huber, a. a. O., S. 454f.
 (6) The Cambridge Modern History X. P. 219.
 (7) E. R. Huber, a. a. O., S. 457.
 (8) E. R. Huber, a. a. O., S. 457f.

二、両公国とドイツとの関連

デンマークから独立し、ドイツ連邦への加入を表明したキール臨時政府にたいして、ドイツはいかなる立場をとったのだろうか。この問題に入るまえに、これまでのドイツ連邦と両公国の関係にふれなければならぬ。

一八四六年に出たクリスチャン八世の《公開状》にたいし、同年九月連邦議会はシュレスヴィヒ・ホルシュタインについて次の如き決議をなしている。

「連邦議会はドイツ連邦国家内におけるこのような動機をもとにした愛国的意向を喜んで認めるが、しかしこの際におこった憎むべき告発や煽動を悲しむ。また最高及びより高い各諸邦政府がかかる熱情の爆発に適切な制約を加えるであろうという確かな期待を抱いている。なお、連邦議会はデンマーク王がかかる関係において完全な互恵主義をとらうとして、これを少しも疑うものではない。」

決議は必ずしも明確ではない。デンマーク王にたいし、現状維持

の線で妥協点を見出そうとしているようにも考えられる。

しかし、一八四八年三月両公国の蜂起がはじまり、デンマーク政府がこれにたいし軍隊派遣を企てるにおよんで事態は一変した。キール臨時政府の要請に応じ、連邦議会は同年四月四日《ホルシュタインを連邦内に保留するための決議》を行なった。同決議はウィーン議定書第三八条を適用し、ドイツ連邦内のホルシュタインにたいする攻撃の危険が発生したため、プロイセン及び他一〇邦の連合軍がホルシュタインの国境護持にあたる準備について完全な一致点に達したことを表明し、なおプロイセンにたいしてはこの目的達成のための一〇国の軍隊とよく融和するよう懇願している。更に連邦議会は流血を回避し友好的な一致点に達する目的のため、調停を引受ける準備があることを告げ、またプロイセンにたいしてはホルシュタインの権利とくにシュレスヴィヒとの国際法的結合を侵害されることなくドイツ連邦の名においてこの仲介の労をとつてくれることを望んでいる。

かくの如く、連邦議会はその態度の決定において明白な線を打ちだしながら、自主的な行動力に欠け、すべてをプロイセンの外交にかけている。もちろん、ときすでに革命のさなかにあたり、ウィーン体制の残滓ともいべき連邦議会にこの決定をはかる実力があったことは当然である。

にも拘らず、事態の深刻化につれて、連邦議会は四月十二日《シュレスヴィヒとの連合にともなうホルシュタインの権利の擁護に関する決議》を行ない、デンマーク側が敵対行為を中止し、その軍隊をシュレスヴィヒから撤退させないならば、連邦がホルシュタインの権利を守り、かつシュレスヴィヒがドイツ連邦に参加する場合、

プロイセンがその参加に関する労をとり、臨時政府の保護にあたるよう要請している。⁽³⁾

三月革命の当初、すでに有名無実化したとさえ思える連邦議会が、なおこの問題にたいして再度にわたる決議を行っていることは、一見奇異の感をいだかせる。もちろん、議会の実行力については問題にならないが、それがナショナリズムの運動に裨⁽⁴⁾している限り、議会の決議におお相當の説得力があつたことも無視しえない。

従つて、プロイセンの動きもこうした決議と無縁の立場にあつたのではない。連邦議会の要請は全ドイツの声であり、プロイセンへの期待は民族的な願ひとなつた。これより先、キール臨時政府はその設立直後にプロイセン王に依存し、アウグステンブルク公が正統な継承者であるとの書状をえ、なお外敵の侵入にたいして両公国を防衛する権利を保証された。⁽⁴⁾ いわば、臨時政府の支柱として、独立運動の当初からプロイセン王の援助が不可欠のものであつたといつてよい。

プロイセンは事態の緊迫化に対処し、四月四日連邦議会の要請と同時に派兵、一応調停の勞をとることになつた。陸軍少佐ヒルデンバッハが仲介の任にあつたが、コペンハーゲンでの会談は決裂してしまつた。派兵をもとにして行なわれた調停がいかに形式的なものであつたかは問うまでもあるまい。

この派兵は、プロイセンにとつて両公国にたいする政治的野心といふよりは、むしろこの問題を転機としての内政の安定にあつた。三月十八日の諸事件によつて危機にたちいたつたプロイセン絶対主義にとつて、国内の革命的氣分を対外問題に転じ、政府自身がナシ

ョナリズムの運動に積極的であるという印象を与えることは極めて重要な意味をもつ。⁽⁵⁾

プロイセン軍はウランゲル將軍の指揮下にシュレスヴィヒに入り、シュレスヴィヒ市の衝突後間もなくこの地を占領し、五月二日にはユトランドに突入してフリデリカを勢力下においた。しかしこの時、ウランゲル將軍は母国よりユトランドからの撤去を命ぜられていた。いうまでもなく、ロシアの警告があつたからである。これに刺激されて、デンマーク軍はプロイセン軍をアルセンの対岸デュベルに追いかへしたが、ウランゲル將軍は六月二八日ユトランドの国境をこえてハンデルスレーベンまで戦線をおしもした。

対デンマーク戦争への突入は、プロイセン軍をしてドイツ民族主義の旗手たらしめた。

しかしプロイセン王にとつて、事態の緊迫化と拡大化は当初の予想をはるかにこえるものであつた。結果的には革命運動の推進力となり、両公国の旧支配者階級を没落させるために大きな役割を演じていることに気づいたとき、プロイセン王が消極的態度をとらざるをえなかつたことは当然である。それ故、プロイセン王にとつて可能なことは、外交的讓歩によつてこの早期解決をはかることになつた。したがつて、國王と政府の考え方は必ずしも一致するものではなかつた。新外相アルニムは、この解決を短期決戦と解し強引に國王をひきづりこんだとさえ考えられる。⁽⁶⁾

しかしことはプロイセンの期待する如くには運ばなかつた。これより先、プロイセンはポーゼン問題の発生によつて対外關係の解決に苦慮しなければならなかつた。即ちポーゼン州におけるポーランド人の蜂起をナショナリズム運動の一環として把えたプロイセン政

府は、外相アルニムらの策謀によってロシアとの対戦を考え、ここからドイツにおけるプロイセンの指導権の確保をはかった。このため、一方ではイギリスとの中立を願ひ、他方フランスの革命政府にたいしては援助と協力をねがいでいる。三月二三日アルニムはフランス政府にたいして同盟の共同宣言に加わり、ポーランド再建のためフランス海軍の出動を要請している。ここにいたって、ドイツの民族運動は、まさに全歐的規模のもとに展開したということができよう。

- (1) E. R. Huber, a. a. O., S. 456.
- (2) E. R. Huber, a. a. O., S. 458f.
- (3) E. R. Huber, a. a. O., S. 459.
- (4) K. Klüpfel, Die deutschen Einheitsbestrebungen in ihrem geschichtlichen Zusammenhang, 1853, S. 486.
- (5) K. Kersten, 1848, Die deutsche Revolution, S. 289.
- (6) K. Kersten, a. a. O., S. 289.
- (7) 林健太郎、前掲論文、『思想』三三五号二三頁。
- (8) The New Cambridge Modern History X, pp. 261, 262.

三、英・露の干渉

シュレスヴィヒ問題についての列国の干渉は、先にのべた如く一七二一年の規定にさかのぼる。一七二一年といへば、北方戦争の結末を告げるニスタット条約締結の年にあたり、北欧における支配権がスウェーデンからロシアに移行した年である。ピーター一世のバルト海進出策と、これに対応する英・仏の北海支配が両公国への干渉という事実になったとみるべきである。

それから百余年、国際的環境に差こそあれ、両公国のバルト海、北海に占める位置はいさかも変つてはいない。プロイセンを中心とするドイツの両公国支配は、列強にとって決して看過すべきことがらではなかった。しかもそれは、たんに国際的勢力関係の変化を招くという理由からではなく、革命の鎮圧によりヨーロッパの現状維持を目的としたものでもった。

ヘルリン革命の報が伝わるや否や、露帝ニコライ一世は英女王ビクトリアに親書を送り「ロシアとイギリスの緊密な同盟のみが世界を救うだろう」とのべている。イギリス外相パーマストンはこのロシア皇帝の呼びかけにたいし、ネッセルロード伯宛「われわれのロシアにたいする感情は、ロシアのわれわれにたいするそれと全く同じである。両国は現在不動のまま立っている二大勢力であり、お互に信頼をもつてことにあたるべきである」と答えている。われわれはここに、ヨーロッパ列強の勢力均衡を維持せんとするパーマストン外交の基調をみる。

フランスを中心とするヨーロッパの動揺のなかで、奇しくも「アングロロシア共同」が成立したとみるべきであろう。もちろん、両国の歩みは必ずしも一致したものでなかったが、自国内において革命に煩わされないという点は同一であった。なるほどイギリスにおいてはかの有名なチャーチストの運動があり、ロシアにおいてもハンガリー独立運動への干渉など問題がなかったわけではないが、その国際的地位が不動であったことに変わりはない。

それだけに、プロイセンを中心とするドイツ連邦軍のデンマーク派兵は、たんに一国のナシヨナリズム運動として看過すべき性格のものではなかった。プロイセンの強大化とそれともなうドイツ帝

国の形成は、ヨーロッパの勢力均衡を著しくそねることになる。いわゆる「中欧帝国」の形成は、バルト海、北海の制圧と結びつく問題である。ロシアのバルト海支配とイギリスの北海支配にとってそれは大きな脅威となる。と同時にこのことが、オーストリアとロシアとの結合を深める原因になっていることも無視できない。オーストリアにおける反革命勢力を支えたものはロシアとの協調であった。

しかもプロイセン政府が、ひそかにフランス革命政府に呼びかけ、対露戦への準備を策していることを考えてみた場合、英・露に緊張がみられたことも当然である。三月三〇日、イギリス特使ストラットフォード・カニングがたまたまベルリンを訪ねた際、プロイセン王及びアルニム外相と面談をしている。国王はカニングにたいし、アルニムの計画を思いとどまらせるよう要請している。カニングはこの報を直ちにロンドンに伝えたため、パーマストンはベルリン政府にたいし、ロシアにとって攻撃とみなされるようないかなる行為もさし控えるようきびしい警告を發している。この急報は、イギリスに中立を懇願することによってロシアとの対決を真剣に考えていたアルニムの思惑をたきこわし、国王と内閣との間の不一致をまざまざと露呈せしめた。まさにプロイセンの外交が、なお一面で理想主義的性格を克服しえないによりの証左であろう。

ともあれ、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン問題は、こうした實際的環境のなかで発生したものである。列国の干渉は五月早々に開始された。まずロシア皇妃はニコライ一世の名において、プロイセン王にたいし戦争の終結を要請している。ひきつづいてのニコライ一世の手紙は、ドイツにとってこの戦争のもつ意義を考えさせ、プ

ロイセン王がかかる方法でデンマークを抑える必然性がないことを詰問し、ロシアはこれを我慢できないと述べている。

イギリス政府もまた、五月一九日パーマストンの名において、分割の提案⁶をよせている。これによれば、デンマークは北シュレスヴィヒの合併を確認し、残りのシュレスヴィヒはホルシュタインと結合し、ドイツ連邦に加入するというものであった。プロイセン政府はこの提案の受諾を考え、デンマーク派兵の行動停止をウランゲル將軍に命じた。將軍はユトランド半島における占領地域の放棄を命令した。六月九日、プロイセンは直接仲裁に入ったスウェーデンの招きに応じて、交渉の使者をマルメに派遣した。

プロイセン王は、すでにいかなる犠牲を払ってでも戦争を終結させることを考えていた。国内における自由主義内閣の挫折、兵器庫を破壊し革命の再発を予想させる不穏な大衆の動きなど、国外問題に軍隊を投じているところではなかった。プロイセン王は、さきにポーゼン問題で生じたニコライ一世との妥協に活路を見出さざるをえなかった。マルメの会谈開始の当日、王はベテルスブルクにこう書き送った。「デンマークとの和平によってよきことを達成することができるといふことである。軍隊はいつ必要になるかも分らない。シュレスヴィヒの軍隊は、ベルリンに向って位置をかえるであろう」と。

交渉はプロイセン側を守勢にたたせた。分割の提案⁶にたいしては、デンマークも臨時政府もともにこれを拒絶した。デンマーク側の条件は更にきびしかった。しかしプロイセン側はその受諾を決し、ウランゲルに休戦の締結を委任した。ウランゲルはこれを拒

け、自分がドイツ連邦軍指令官の資格をもつことをひきあいに加え、帝國摂政による条約批准を要求した。ここに至って、問題はプロイセン対デンマルクの關係にフランクフルト国民議會が加わることとなった。

(1) The New Cambridge Modern History X, P. 260.

(2) 以下の記述は、Ibid, pp. 260, 261.

(3) 一八三三年、ロシアがトルコと結び、ダーダネルス海峡の各国軍艦通過を禁止するや、パーマストンはフランスをさそい、ロシアをしてこれを破棄させてい¹⁰。

(4) W. Mommsen, Grösse und Versagen des deutschen

Bürgerthums, S. 114.

(5) The New Cambridge Modern History X, pp. 263, 261.

(6) E. R. Huber, a. a. O., S. 459.

(7) 以下の記述は、K. Kersten, a. a. O., S. 291f.

四、フランクフルト国民議會の動向

フランクフルト国民議會の成立は、ドイツ革命の核心をなす。この国民議會の前身をなすフランクフルト準備議會が開かれたのは、三月三十一日のことである。同日、議會はシュレスヴィヒをドイツ連邦内の領土たることを声明している。その後、国民議會が成立し、六月九日の声明によれば、「両公国に関する問題はドイツ國民のことがらとしてその影響範囲にある¹¹」としている。

即ち、国民議會はその当初から両公国をドイツ領として取扱ひ、その解放をドイツ・ナシヨナリズムの第一の目標においた。とくにこの問題については、国民議會内に極左派から右派にわたるはばひ

ろい連合がなされたとみるべきである。しかも、議會内において有力政党とみられた△中央右派▽を代表するダールマンやドロイゼンは、革命前からこの問題に無縁ではなかった。一八一三年以来、ダールマンはホルシュタインの拠点キール大学において文献学、歴史学を講ずるかたわら、デンマークの両公国合併の野心にたいし、その独立を主張して止まなかった。彼は一八二九年ゲッチンゲン大学に転じたが、それより遅れること一年、ドロイゼンもまたこの大学に迎えられる歴史学を講じている。

ドイツ自由主義を代表する二人の歴史家がこの辺境の大学に相次いで教鞭をとったことはたんなる偶然ではない。ドロイゼンはダールマンの遺産をうけつぎ、研究のかたわらシュレスヴィヒ・ホルシュタイン問題に情熱を傾けていた。彼がキール大学に迎えられた一八四〇年は、クリスチャン八世登場の年にあたる。両公国とデンマーク間の不穏な空気のなかで、彼の思想はドイツ國家のために両公国を維持することにあつた¹²。しかし、ここで彼らの思想をたどることが本旨ではない。

要は、彼らの発言が議會内においてかなり有力なものであることに注目したいのである。従つて、六月九日の声明以後、国民議會はプロイセンの対デンマーク策に注目しつづけた。しかもこの声明の日に、マルメではスウェーデンの仲裁下にプロイセンとデンマークの折衝が開始された。

マルメでの交渉は最初から難航していた。前述した如く、この休戦に関して国民議會の批准を必要とするか否かにあつた。ウランゲルは国民議會の批准を主張したが、デンマークは国民議會の權威を認めず、これを拒否した。七月二四日、交渉は暗礁にのりあげ、デ

ンマークは手をひいてしまった。このさなか、再度ロシア皇帝はプロイセン王に書を送り、ロシア軍の正確な編成について知らせ、威嚇的な態度にでてきた。これにたいし、プロイセン王は困惑のあまり、ついに新たな代表をマルメに送り、屈辱的な交渉の再開に懸命になった。

ここに至って、プロイセン王と国民議会の対立は必至となり、プロイセンの側から国民議会の權威を否認する事態を招く結果になった。プロイセンにかけた議会の期待は裏切られ、早くも議会は対外問題の解決に苦慮しなければならなかった。しかし議会議側にとってもう一つの可能性は残されていたという。プロイセン王を追放し、プロイセンをこえてドイツ民族に訴え、革命戦争をまきおこすことにあるというのがそれである。

しかしそれは、現実ばなれのした左派の理論でしかない。時すでに、帝国摂政はプロイセン王に依頼され、帝国内閣もまた王の計画にひきずりこまれていた。ドイツ国全権委員としてマルメに派遣されたマックス・フォン・ガーゲルンは、交渉監視の立場におかれたがなにひとつ自分の立場を主張することを認められなかった。この間、国民議会はマルメでの交渉についての報告をなにひとつ受けてはいない。プロイセンの独走に加えて、議会議と内閣との間に連絡が保たれなくなっていた。

八月二十六日、デンマーク側の一方的要求によって、マルメの休戦条約は成立した。条約は全文二カ条からなり、革命政府に代って五人の委員からなる新政府の樹立、シュレスヴィヒ軍の解体、プロイセン軍による両公国の整理、革命政府の出したすべての布告の取消し、民主的立憲議会の解体等、すべてデンマーク側に有利なもの

ばかりであった。しかも新政府の議長には、プロイセンの敵とみなされているモルトケ伯が選出されることになった。休戦期間は七月、それはまた海軍力を誇るデンマークにとって、冬中の活動停止期間をさすものでもあった。

九月四日、休戦締結の報はフランクフルトにもたらされた。国民議会はこの報に接し、議論が沸騰した。その前日、先にプロイセンの行為に妥協的であったライニンゲン内閣もこの不当な休戦にたいし、「プロイセンはこの条約の締結によりその全権としての地位をこえ、提案委任者としての中央政府は、第三の勢力というよりはむしろプロイセンにたいし、ここからいかなる義務をも生じさせることはできない」との決議を行っている。とすると、中央内閣は議会議より一日早く休戦の報をうけたことになるが、この間の事情はさだかではない。とにかく、議会議と内閣との間に意志の疎通がなされていないことがただだけは事実である。

国民議会はこの休戦条約にたいし、純粹に民族主義の立場から方向を見出そうとつとめた。同日行なわれたダールマンの弾劾演説は、外国勢力の圧力の前に立たされた最初の試練であるとして、議会議内にかんがりの共鳴者をえた。もちろんこれにたいして、すべてが賛成であったわけではない。プロイセン代表ベッケラートは、プロイセンとの断絶によって帝国の建設が崩壊するであろうとのべた。さきにプロイセンの独走を批判したライニンゲン内閣も、休戦条約の否認については警告を発している。左派の代表ブルームは、これらの反対意見にたいし、プロイセンがドイツ問題に歩みよるか、帝國がプロイセン化するか、そのいずれかを決定しなければならぬとして、議会議が毅然たる態度をとるべきことを主張した。

結局、九月五日夕刻、議会は「より高き議會は、休戦の実施に関する軍事上及びその他の処置の停止を決議することができる」というゲールマンの提案を二三八票對二二一票で可決した。この決議は、まさに議會内において左派と中央派の一部が結合した異例の採択だといふことができる。

しかし、票決は必ずしも圧倒的多数ではなかった。しかも、この休戦条約の否認は完全にプロイセンとの分離につながる。プロイセンとの分離はドイツ統一の道標を失ふことを意味する。とくにこのことは、折から高まってきた議會内の主権問題からんで、《小ドイツ派》のよつたつ基盤をことごとく喪失させることになる。

ライニンゲン内閣は総辭職し、ゲールマンに組閣の命が下つたが、事態の收拾は困難をきわめた。議事審議は延期され、九月一日にいたつて再開されたが、ここでまた論議がむしかえされた。結局現状にたいする深刻な反省から、右派と中央派の妥協によつて三日にわたる論争に終止符がうたれた。一日夕刻、「マルメの休戦の実施をもちよさまたげてはならないし、臨時中央政府は同一歩調をとり、デンマーク側が条約の修正に関する同意を表明するという条件のもとにおいてこれを諒承し、更に和平交渉を急速に達成させるため、必要なことがらを担当することを要求する」といふフランケの提案を、二五七票對二二六票の差で決定した。この線にそつて、かつての内閣がシュメーリングを首班として復活した。

しかし、國民議會はもはや昔日の榮光を担うことはできなかつた。内に左右兩派の対立の激化、外に民衆の「九月蜂起」が發生し、議會そのものの危機に対処しなければならなくなつた。従つて、フランクフルトにおける暴動の鎮圧にプロイセンを中心とする諸邦

軍隊の出勤がなされたにしても、それはさほど異とすべきことからはなからう。

マルメの休戦条約承認は、結局プロイセンへの讓歩に他ならぬ。この問題の解決を通じて、ドイツ統一への一縷の望みをつないだともいえる。とまれ、その唯一の成果は、一八四九年三月二八日發布の《ドイツ國憲法》第一条第二項に規定された「シュレスヴィヒ公國に関する決定は、留保のままにおく」といふ条文につきるのではなからうか。

- (1) K. Kersten, a. a. O., S. 291.
- (2) G. Dahmann, Ein Wort über Verfassung, S. 7.
- (3) F. Gilbert, J. G. Droysen und die preussisch = deutsche Frage, S. 51.

- (4) K. Kersten, a. a. O., S. 293.
- (5) K. Klüpfel, a. a. O., S. 487f.
- (6) E. R. Huber, a. a. O., S. 460.
- (7) K. Kersten, a. a. O., S. 293.
- (8) E. R. Huber, a. a. O., S. 461.
- (9) 以上の記述は、K. Kersten, a. a. O., S. 294. による。
- (10) E. R. Huber, a. a. O., S. 462.
- (11) 拙稿「三月革命における主権闘争」(茨城大学史学会編『歴史研究』30号)
- (12) E. R. Huber, a. a. O., S. 462.

むすび

ドイツ革命にとつて宿命的だったことは、西欧諸國とくにイギリ

スにたいする認識の甘さにあった。イギリスにおける内政上の原理と国家的利害はかみ合わず、ロシア・ツァーリズムによって導きだされた反動的国際主義にイギリスの外交策が対応しないと思ひこんでいた国民議会の認識⁽¹⁾は、やはり理想主義の域を出ていない。当時すでに、イギリスの外交は極めて現実的な方向をたどり、他国のナショナリズムにたいし単純に拍手をおくるほど観念的ではなかつた。⁽²⁾

一方デンマークにおけるナショナリズムにしても、内における絶対王政からの完全脱皮と、外にたいしては両公国のドイツからの解放を尚論として、時代的な民族的要求によく合致することができた。

このような国際環境において、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン問題の解決を当然のものと考えたこと自体、ドイツ外交の敗北というの他ない。しかも革命そのものが未成熟のまま沈滞してしまったことを考えてみた場合、国民議会の主張したナショナリズムは二重に脆弱な面をさらけだしたことになる。

従って、この事件を通じて国民議会が△権力▽にたいする認識を深めたことはいうまでもない。議会は自らの無力を知らしめられて、諸外国に対抗できる国家権力獲得の捷徑を、プロイセン国家への結合に求めた。△小ドイツ派▽の主張が革命の挫折感を弥縫しながら、ともかく王冠決定までもちこたえられた背後には、こうした外交関係でのきびしい自己反省があったことを忘れ去ることはできない。

(1) W. Mommen, a. a. O., S. 115.

(2) パーマストン外交の基調を、ヨーロッパ列強の勢力均衡、

及び被圧迫民族の自由主義・民族主義の援助と考える場合、と
きに応じ前者に比重がおかれたことは申すまでもない。